

口座振替

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が、市税を納期ごとに、あなたが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度で、納期のたびに金融機関などへ出かける手間が省けて大変便利です。

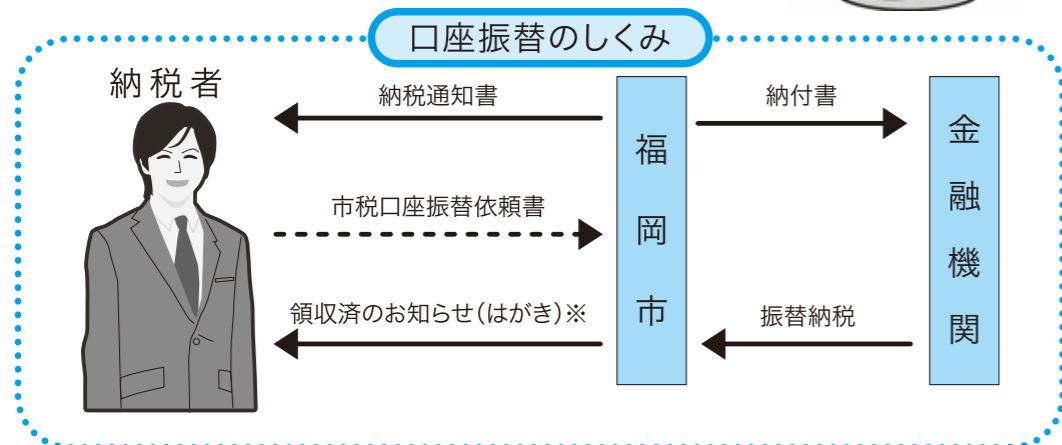
一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。

ただし、固定資産税・都市計画税の共有者が変更になったり、相続等により所有者が変更になったりした場合等には、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

また、3年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や、預金者の都合により数回に渡り振り替えが出来なかった場合は納付書で納付していただくように変更となりますのでご注意ください。

口座振替がご利用いただける市税

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税



※「領収済のお知らせ(はがき)」は、ご希望の方にのみ送付いたします。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、納税管理課へご連絡ください。

市税インターネット口座振替受付サービス

個人の普通預金口座をお持ちの方で対象の金融機関であれば、インターネット(PC・スマホ)から口座振替を申し込みます。詳しくは、P90をご覧ください。

ご利用いただける収納機関と預貯金の種類

- 収納機関
 - P64に記載の1～3、5の収納機関
- 預貯金の種類
 - ・郵便貯金(通常貯金) ・普通預金 ・当座預金 ・納税準備預金

振替日(口座から引き落とす日)

納期の末日(休日の時は翌開庁日)です。

なお、振替日に預貯金残高が不足していますと振り替えができませんので、納期月には、指定された預貯金口座等の残高にご確認ください。

領収証書など

- 個人市県民税、固定資産税・都市計画税および固定資産税(償却資産)について
 - 口座振替により納付された場合、領収証書は発行されません。
 - 口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳によりご確認ください。
 - ※「領収済のお知らせ(はがき)」は、ご希望の方にのみ送付します。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、市役所納税管理課へご連絡ください。

・事業の用に供する資産にかかる固定資産税・都市計画税や固定資産税(償却資産)を口座振替にされている方が、確定申告のために納税証明を必要とされる場合は、次のいずれかにより対応させていただきます。

- ①「領収済のお知らせ(はがき)」を1月中旬に送付することができますので、市役所納税管理課へご連絡ください。
- ②1月から3月までの間、区役所課税課または市役所納税管理課において確定申告用納税証明(無料)の交付をします。

※確定申告には納税通知書をお使いいただけます。固定資産税の税額の確認は、納税通知書に添付している課税明細書により行ってください。

- 軽自動車税について

「領収済のお知らせ(はがき)」は、継続検査用納税証明とあわせて6月下旬に送付します。なお、送付前に継続検査を受けられる方は、新年度の継続検査用納税証明(無料)を交付いたしますので、口座振替が確認できる通帳をご持参のうえ、区役所課税課または市役所納税管理課窓口までおこしください。

お申し込みは簡単

市税口座振替依頼書(口座振替の申込用紙)は、はがきになって納税通知書に同封されていますのでポストに投函するだけで簡単に手続きができます。お手もとにない場合は、金融機関の窓口や区役所課税課にも備えていますので、お尋ねください。

※軽自動車税は、口座振替依頼書が同封されていないので、市役所納税管理課へご連絡ください。

福岡市ホームページから、「福岡市口座振替納付依頼書(統一様式)」がダウンロードできます。

福岡市口座振替納付依頼書

なお、お申し込みから振り替え開始までの手続きに1か月半程度時間を要しますのでお早めにお申し込みください。

